

要請番号 (JL51522B04)

募集終了



国名	職種コード 職種	年齢制限	活動形態	区分	派遣期間	派遣隊次
ケニア	G101 青少年活動	20～45 歳のみ	個別	新規 1代目	2年	・ 2024/1

【配属機関概要】

1) 受入省庁名 (日本語)

内務省保護観察局

2) 配属機関名 (日本語)

トランズマラ保護観察事務所

3) 任地 (ナロック郡キルゴリス) JICA事務所の所在地 (ナイロビ)

任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間 (車 で 約 6.0 時間)

4) 配属機関の規模・事業内容

配属先は犯罪や非行を犯し裁判所の決定により保護観察になった人や保護観察付きの刑執行猶予となった人、刑務所や少年院から仮釈放になった人に対し、保護観察を行う機関である。または釈放後に適切な環境の中で生活できるよう、本人と家族との融和を図ったり、必要に応じて宿舍提供などの更生保護の措置を行うほか、スムーズに社会復帰を果たせるよう学校や就職先の確保を行う生活環境調整を行っている。

【要請概要】

1) 要請理由・背景

保護観察官の主な業務は、犯罪や非行を犯した者から罪を犯すに至った理由や現在の心境、家庭背景や職歴などを聴取り、裁判所が判決を下す際に参考とする各種報告書を作成することである。同時に保護観察中の人に対して定期的にモニタリングを行い、対象者の社会復帰や更生を支援する役割も担っている。犯罪や非行の理由の多くは貧困や複雑な家庭環境によるもので、再犯を防止するためには適切なアフターケアを実施することが重要である。しかしながら、保護観察対象者に対して保護観察官の人員が不足しており、十分なケアができていない状況である。そこで、保護観察官の業務をサポートするとともに、保護観察者に対する社会復帰支援や地域での犯罪予防・啓発活動を行ってほしいと、JICA海外協力隊が要請された。

2) 予定されている活動内容 (以下を踏まえ、隊員の経験をもとに関係者と協議して計画を立て、柔軟に内容を変更しながら活動を進めます)

- 保護観察対象者に対して定期的なモニタリングや家庭訪問を行い、就業のサポートなど円滑な社会復帰をサポートする。
- 地域住民や学校を対象に犯罪・非行予防の啓発活動を企画し、実施する。特に犯罪や非行を誘発する社会問題(ネグレクト、家庭内暴力、虐待、早期結婚・妊娠など)への取り組みが期待されている。
- 保護観察官とともに罪を犯した者の聴取を行い、裁判所に提出する報告書の作成業務を支援する。
- 配属先で扱っているデータの管理業務を支援する。

3) 隊員が使用する機材の機種名・型式、設備等

事務室、コンピューター、プリンター

4) 配属先同僚及び活動対象者

配属先同僚:

保護観察官:6名(男性:4名、女性:2名)30代～40代、事務員等:2名

活動対象者：
青少年～成人男女の保護観察対象者、地域住民、近隣学校生

5) 活動使用言語

英語

6) 生活使用言語

スワヒリ語

7) 選考指定言語

英語(レベル:B)

【資格条件等】

[免許]：（ ）

[学歴]：（ ） 備考：

[性別]：（ ） 備考：

[経験]：（ ） 備考：

[汎用経験]：

- ・ 困難を抱える青少年との活動経験
- ・ 青少年の更生・保護、社会復帰に関する活動経験

任地での乗物利用の必要性

不要

【地域概況】

[気候]：（西岸海洋性気候） 気温：（10～25℃位） [電気]：（不安定）

[通信]：（インターネット可 電話可） [水道]：（不安定）

【特記事項】

配属先での活動以外にも、隊員の経験や知識を保護観察局が管轄する国内の施設で活かすために、定期報告書(英文)の提出や意見交換への参加、アドバイス等も求められている。